

## 丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図り、町内の店舗等の魅力向上による産業振興を推進することを目的として、町内で商工業を営む中小企業者等が行う店舗等のリフォームに対し、予算の範囲内で丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、丸森町補助金等交付規則(平成11年丸森町規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 個人事業者又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく中小企業者で、町内に主たる事業所を有するもののうち、次のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業
- (2) 店舗等 中小企業者等が自らの事業の用に供している建物(事業の用に供する部分と居住する部分とが併存する建物である場合は、事業の用に供する部分に限る。)であって、現に町内に存し、次のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に定める大規模小売店
  - イ 町外の事業者が営むフランチャイズチェーン契約店舗(企業本部が加盟店に対し、商号・商標の使用を許諾するとともに専門的技術を供与し、併せて一定地域内における独占的販売権を与え、その対価を徴収する小売形態の店舗をいう。)
- (3) リフォーム 店舗等の機能を維持させ、又は向上させるための改築、修繕、改修、備品購入等をいう(建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める建築確認を要する工事を除く。)

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に掲げる業種の店舗等で事業を営む、又は当該業種の店舗等を所有する中小企業者等が行う事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該店舗等の所有権又は使用権限を有すること。
- (2) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められ

た日本標準産業分類に掲げる産業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業を除く事業であること。

- (3) 丸森町暴力団排除条例（平成25年丸森町条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員が行う事業を除く事業であること。
- (4) 申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市町村税の滞納がないこと。
- (5) 補助事業後3年以上継続して営業又は運営する事業であること。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助事業の補助対象経費及び補助金額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める期限までに丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の表に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。ただし、申請時に事業完了後である場合においては、丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に、次の表に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

添付書類番号	丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類	丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に添付する書類
1	誓約書（様式第3号）	
2	丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業実施計画書（様式第4号）	
3	対象工事費用の明細書、見積書又は契約書の写し	対象工事に係る請求書、明細書及び領収書の写し
4	現況写真及び対象工事計画図	対象工事に係る完成写真及び対象工事計画図又は工事完成図
5	(1) 申請者が法人である場合 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書） (2) 申請者が個人である場合 住民票の写し	
6	(1) 店舗等を所有している場合 登記事項証明書又は売買契約書等の写し (2) 店舗等を借用している場合 所有者の承諾書又は賃貸借契約書等の写し	
7	店舗等の位置図	
8	市町村税の完納証明書	
9	営業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等申請者の財務状況を示すもの	
10	申請者の本人を確認することができる書類	
11	その他町長が必要と認める書類	

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、事業完了前である場合においては、丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）又は丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、事業完了後である場合においては、丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第7号）又は丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は、前条の交付決定に際し、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (2) 1件の取得価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内に補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。この場合において、収入があったときは、当該収入に相当する補助金を町に納付しなければならない。

(変更承認の手続)

第8条 規則第5条第1項第1号及び第3号の規定による町長の承認を受けようとするときは、丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業実施計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業実施計画変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) この要綱に基づく指示に違反したとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は決定内容を変更した場合の通知は、丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第10号）によるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条本文の規定による実績報告は、丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。ただし、第6条に規定する丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書の通知を受けたものである場合は、当該通知書を受領した日を補助事業の完了の日とみなすものとし、当該完了の日に町長に第4号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業報告書（様式第12号）
- (2) 対象工事に係る工事代金の請求書及び領収書の写し
- (3) 対象工事に係る完成写真
- (4) 丸森町店舗等快適化リフォーム促進事業補助金交付請求書（様式第13号）

(5) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 町長は、第5条の交付申請書兼実績報告書又は前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査を行い、補助金の額を確定し、補助金の交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後において、補助金を申請者に交付するものとする。

(書類の整備保管)

第13条 交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第14号)その他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(報告及び検査)

第14条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができるものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、第9条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

業種	備考
C 鉱業、採石業、砂利採取業	管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。
D 建設業	
E 製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	
G 情報通信業	
H 運輸業、郵便業	
I 卸売業、小売業	
J 金融業、保険業	
K 不動産業、物品賃貸業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	
M 宿泊業、飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	
O 教育、学習支援業	
P 医療、福祉	
Q 複合サービス事業	
R サービス業（他に分類されないもの）	

注 この表に掲げる対象業種の種類は、日本標準産業分類（第13回改訂）（平成25年総務省告示第405号）に掲げる分類に基づくものとする。

別表第2（第4条関係）

補助対象となる事業の要件	補助対象 経費	補助率	補助 金額
<p>既存の店舗等が行うリフォーム工事で、次の要件の全てを満たすものであること。</p> <p>(1) 店舗等のうち、顧客等の対面による販売、サービスの提供等の用に供する部分のリフォームであること。</p> <p>(2) この要綱に基づく補助金をこれまでに受けた店舗等のリフォームでないこと。</p> <p>(3) 観光客等の来店者に対するコロナウイルス感染症その他の感染症のまん延拡大を防止するために実施するリフォーム工事で、業界団体等が別に定める基準に基づくリフォームであること。</p> <p>(4) 当該リフォームに要する経費の総額が2万円以上であること（消費税及び地方消費税を含む。）。</p> <p>(5) 撤去のみを行う工事、門、塀、アスファルト舗装、広告用看板等の構築物の工事、工事を伴わない家庭用電化製品等の購入でないこと。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p> <p>(6) 令和2年4月1日以降に着工し、原則として補助金の交付決定の日が属する年度内に完了するものであること。</p>	<p>対象となるリフォームに要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）</p>	<p>補助対象経費の10分の10以内</p>	<p>20万円以内</p>